

落札者決定から運営開始までのスケジュール（イメージ）

	事業契約関係	融資契約関係	設計・工事関係	建築基準法関係	廃掃法関係	河川法関係
H15 10月	落札者決定	融資契約協議  （ 4 ）  直接協定協議	設 計	事前調整	事前調整	事前協議
12月	基本協定締結					
	S P C 設立					
H16 3月	事業契約締結 （ 1 ）					
H16 4月				建築確認申請	施設設置 許可申請	工作物の新築 等許可申請
				建築確認通知	施設設置 許可証交付	工作物の新築 等許可証交付
			建設工事 設置工事			
			完成検査			
		融資実行			使用前検査	
			試運転実施		処理業 許可申請	
	（ 2 ）				処理業 許可証交付	
H18 3月	完工確認					
H18 4月	完工確認通知交付・所有権移転・運営開始					
	（ 3 ）					

1 契約締結と同時に契約保証金の納付が必要。（契約保証金免除の場合はそれを証する書類の提出）

2 県企業庁による完工確認の際には運営に必要な許認可を全て取得していることが必要。

3 完工確認通知の交付日、所有権の移転日及び運営開始日は平成18年4月1日とする。

4 直接協定の協議開始以前に、事業者と金融機関の間でローン契約についてほぼ合意ができていることが必要。

（注）この表は、本件事業において特に注意を要する許認可等を整理したものであり、本件事業において必要となる全ての法手続きを網羅しているものではない。また、想定される手続きの流れを参考に示したもので、正確なスケジュールを示したものではない。